

住民税非課税世帯等 臨時特別給付金

☎ 社会福祉課臨時特別給付対策室 ☎ 内線1940

住民税非課税世帯などに、臨時特別給付金を給付します。また、令和3年度住民税が課税されている世帯でも、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合など要件を満たした世帯に、臨時特別給付金を給付します。

- 支給額** 1世帯当たり10万円
- 対象** 以下の全ての要件を満たす方
- ①申請時点で取手市に住民登録がある方
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、3年1月以降の世帯員全員の年間収入(所得)見込み額が、住民税非課税相当の水準以下となった方
- ※3年1月2日以降に扶養主と死別・離別し、基準日(3年12月10日)に誰の扶養にも入っていない非課税世帯の方も、給付金を受給できる場合があります。
- 申請** 申請書に必要書類を添付し、以下の方法で
- 郵送：〒302-8585寺田5139社会福祉課臨時特別給付対策室宛
- 直接：社会福祉課臨時特別給付対策室
- 必要書類**
- ▶住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
 - ▶簡易の収入(所得)見込み額の申立書
 - ▶家計急変があった方の3年1月以降の任意の1か月の収入が分かる給与明細などの書類の写し
- ※申請書は社会福祉課、藤代総合窓口課、福祉交流センター(市役所敷地内)か、市ホームページから取得できます。
- 締切** 9月30日(金)
- ◎既に給付金を受給している方を含む世帯は給付対象にならないなど、受給には要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

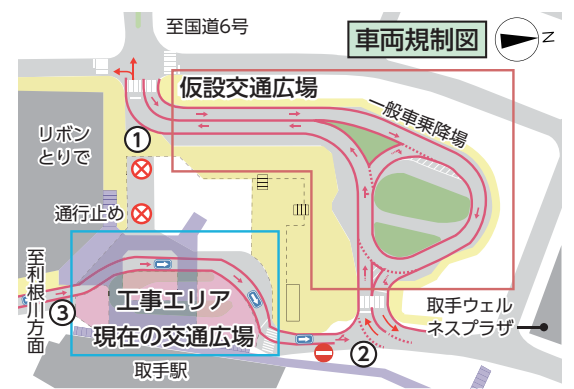


取手駅西口駅前交通広場 5月12日から一部交通規制車両の迂回をお願いします

☎ 区画整理課 ☎ 内線3011

取手駅西口駅前交通広場のリニューアル工事を行うため、5月12日(木)早朝(4時ごろ)から、車両に限り一部通行できなくなる箇所があります。下図①~③の場所は迂回をお願いします。歩行者は歩道を通って駅周辺施設を引き続き利用できます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- ① 国道6号方面から取手駅西口へ
- ▶取手駅西口へは、従来の駅前交通広場が通り抜け不可能なため、仮設交通広場を利用してください。
 - ▶利根川方面へは、仮設交通広場に入り、リボンとりで裏の道路に迂回してください。
- ② 取手ウェルネスプラザ方面から取手駅西口へ
- ▶利根川方面へは、従来の駅前交通広場には進入不可能なため、仮設交通広場に入り、リボンとりで裏の道路を迂回してください。
 - ▶取手駅西口へは、従来の駅前交通広場が一方通行により進入禁止のため、仮設交通広場を利用してください。
- ③ 利根川方面から取手駅西口へ
- ▶取手駅西口へは、一方通行のため、路上駐車はご遠慮ください。
 - ▶国道6号へは、従来の交通広場には進入不可能なため、仮設交通広場に入り、迂回してください。



移送サービス 有償運転ボランティアを募集

☎ 高齢福祉課 ☎ 内線1322

高齢者・障害者など一人で外出することが困難な方のため、登録された移送団体が車両で利用者宅から病院などの目的地まで、ドア・ツー・ドアで送迎する活動(福祉有償運送)を行っています。

現在、担い手となるボランティアが不足しています。活動に興味がある方は、お問い合わせください。ご協力をお願いします。

- 対象** 移送サービス運転認定講習会を終了した方
- 報酬** 謝金があります

■各団体問い合わせ先

NPO法人生きる(本郷5-4-21)	☎73-8361 (平日10:00~15:00)
藤代なごみの郷(桐木1342-2)	☎82-7530 (平日9:00~17:00)
(社福)市社会福祉協議会(寺田5144-3)	☎70-5221 (平日8:30~17:15)
水彩館(小文間5720-1)	☎77-1317 (平日9:00~17:00)

運転ボランティアQ&A

- Q: 運転ボランティアは、どんなことをしますか?
- A: 送迎時の車両運転のほか、利用者が安全に乗り降りできるように介助も行います。
- Q: 運転ボランティアはどれくらいいますか?
- A: 市内4団体・約50人が活動しています。平均年齢は約70歳です。また、各団体で定年を設けています。
- Q: 車はどのように用意するのですか?
- A: ボランティア個人が所有する車両か、団体が所有する車両を使用します(団体で異なります)。

移送サービス運転認定講習会を開催

☎ (社福)市社会福祉協議会 ☎ 70-5221

運転ボランティアとして活動するためには、国土交通大臣が認定する移送サービス運転認定講習会(福祉有償運送講習・セダンなどの運転講習会)の受講が必要です。講習会では、福祉有償運送に関する講義のほか、車両の乗降時の介助や車いすの取り扱い方法などの実習も行います。

- 日時** 6月18日(土)・19日(日)各日9:30~16:00
- 場所** 福祉交流センター(市役所敷地内)
- 対象** 普通自動車一種免許以上を所持する67歳以下の方
- 定員** 12人
- 費用** 4,000円
- 申請** 社会福祉協議会にある申請用紙に記入し直接
- 締切** 6月6日(月)



■活動している人の声

移送サービスを始めて一年半ですが、最初は失敗ばかりで、そのたびに利用者さんに助けられました。利用者さんたちの病気に負けない姿勢や貴重な体験談に、教わる事が多くあります。「ありがとう」「とても助かります」の言葉に元気をもらっています。

●活動例…定年を迎えた方や、現役で働いている方も活躍しています。月に数日~週4日程度など、希望に応じて活動できます。

■利用している人の声

車いすを使用しているため、郊外への買い物・病院など、バスや電車で行くには困難な時、移送サービスを利用しています。ボランティアの方は優しく、花のきれいな時期には見えるように走ってくれます。これからも感謝の気持ちを持って利用したいです。